

【コラム 7】“フィールドからの視点”  
—UNMIN における軍事監視要員としての経験紹介—

酒 井 学  
(陸上自衛隊 3 等陸佐)

## I ネパールの状況

### 1 現在までの経緯

ネパールでは、1996 年以降、ネパール共産党毛沢東主義派（以下、マオイスト）が 200 年以上続いていた王制（国王）からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始、マオイスト軍とネパール国軍との間で激しい戦闘が行われ、1 万人以上の犠牲者を出す紛争となった。

2006 年から始まったネパール政府とマオイスト双方の代表団による累次和平交渉の結果、包括和平合意（CPA）が結ばれ、紛争は終結。2008 年 4 月に行われた初めての制憲議会選挙では、マオイストが民衆（特に地方・山間部）から高い支持を得て、601 ある議席のうち 229 議席を獲得、第 1 党に躍進し、政権を掌握した。

その後、マオイストは（単独で議席の過半数を取れなかったため）他党との連立政権による政権運営を行ったものの、政局を上手くコントロールすることができず、挫折。2009 年 5 月、マオイスト党は政権を離脱し野党となり、現在は、同党を除いた連立政権が樹立されている。

### 2 ネパール治安部門（ネパール国軍、警察、マオイスト軍）の現況

ネパール国軍は約 91,000 名を有するが、これはマオイスト軍（マオイストの軍事部門）との紛争前に比べ約 2 倍に膨れ上がっている。和平プロセスの進展とともに紛争前の規模の国軍に戻ることが国力・国勢の観点からも適当と言われている。また、警察組織としては文民警察（約 47,000 名）の他に、内戦時代にマオイスト軍対策として設立された武装警察（約 25,000 名）が、現在でも同規模のまま維持されている。現在の文民警察と武装警察の任務の切り分けは、交通行政や犯罪捜査を文民警察、暴動対処や施設警備を武装警察が担当していると思われ、武装警察はいわゆる“機動隊”的な位置づけになっている。

一方、マオイスト軍は、反政府闘争時に、人民解放軍（PLA）として組織され、公称 35,000 人（CPA 合意後の UNMIN による兵士登録作業では 30,852 人）。反政府闘争時には、マオイストは特に農村部（地方・山間部）において多数の同調者（シンパ）を獲得したため、マオイスト軍の構成員は地方出身者が多い。マオイストの武装闘争の特徴として、一般市民を味方にするため自爆テロ等の無差別攻撃を避ける戦法をとっており、（イラクなどとは違い）住民の大きな支持を獲得している。

和平プロセスにおけるマオイスト軍の再統合問題を議論した場で、マオイスト軍を部隊単位で治安部門に再統合し、武装警察と同様の任務（国境警備等）を付与させるという構想が議論の俎上にのぼったこともある。今後、和平プロセスの進展のためには、治安部門全体でどの程度の人数が適正規模なのかを早急に決定し、治安部門全体の中での、ネパール国軍、

警察、マオイスト軍の位置づけを決定する必要がある。また、過去、反政府闘争を実施していたマオイスト軍とそれを取り締まる側であった警察との間では多数の武力衝突（襲撃）が生じた。現在でもお互いに対抗意識が強く、個人レベルでの新組織への再統合は非常に難しいと言われている。

国民の大半を占める貧困層、特に低カーストの人々はカトマンズ以外の地方部（山間部）に多く、贅沢の限りを尽くした前王室およびそれを支えた前政権に対する反発が根強い。その反動からマオイストに対する心情的な支持が大きく、反政府闘争時代における治安機関・国軍による「住民弾圧」の経験も重なり、警察機構に対する信頼感はほとんどない。紛争時代から、特に地方における住民間の争いやもめ事はマオイスト党（軍）が仲裁して解決することが常態となっている。

## II フィールドでの体験

### 1 ネパールにおける軍事監視業務の紹介

軍事監視要員のメインとなる業務は、政府軍およびマオイスト軍の間の停戦監視業務である。それぞれの指定されたキャンプに 24 時間の駐留態勢を確保し、政府軍およびマオイスト軍の武装解除と動員解除の状況の監視を行う。政府軍およびマオイスト軍のキャンプの一角には、所有する小銃・拳銃・機関銃・迫撃砲などの武器がコンテナに集積されており、各国軍から派遣された軍事監視要員はこれらの武器が勝手に持ち出されないように監視するとともに、定期的に武器庫内を点検し、武器の状態を確認している。

また、軍事監視要員の業務には停戦合意違反の疑いがある事案に対する調査というものも含まれる。停戦合意違反の疑いがある事案に対し調査を行い、結果を JMCC（統合監視調整委員）に報告、JMCC が停戦違反かどうかを最終的に判断し、各軍に是正を勧告する。

### 2 発生した事象の紹介

私がマオイスト軍キャンプに勤務している間、キャンプ近傍の警察署長がマオイスト兵士に 2 日間にわたり拉致監禁されるという事案が発生。UNMIN（軍事監視団）は、スイス人の中佐を長とした私を含む 3 名のチームを臨時に編成、調査にあたった。リーダーのスイス人は朝鮮半島の 38 度線（DMZ）で一年間停戦監視要員として勤務した経験があるため、敵対勢力同士のいざこざに関する調査や調停といった業務には精通している経験豊かな軍人だ。私はリーダーに指示された通り、誘拐された警察署長からの訴えの聞き取りや、マオイスト軍や地域住民等からの聞き取りを行い、客観的事実を洗い出し、報告書にまとめた。

事案の概要は以下の通り。

- ・警察署長およびその副官は借用した金銭を返還しないという嫌疑のかけられている容疑者の逮捕を企図。容疑者がキャンプ近傍に所在する容疑者宅に戻ったという情報を得て、容疑者宅へ直行（この際、制服や身分証の類を身につけていなかった）。
- ・警察署長らが容疑者宅周辺に到着した所、不審者徘徊の情報をもとにキャンプ周辺のパトロールを実施していたマオイスト兵士により不審者の疑いをかけられ拘束された。この際、

警察署長らは自分達は警察官である旨を説明したが、それを証明する手段がなかったことからマオイスト兵の誤解を解くことができず、拘束が続けられた。

- ・ 結局、翌朝朝まで軟禁状態に置かれたものの、最終的に警察本部から署長本人である旨の確認がとれたため、その時点で解放
- ・ 治安維持権限に関する取り決めは、CPA 及び停戦合意の履行要領を具体的に記述した「武器及び兵士の管理の監視に関する合意」に記述されている。それらによると、マオイスト軍には「キャンプ内」および「その周辺地域」における安全確保の権限が与えられており（停戦合意中では“Access Control to the Maoist Cantonments”と記載）、それ以外の地域における治安維持権限はネパール警察およびネパール国軍にあると明記
- ・ 調査チームとしては、治安維持権限に関する取り決めに基づき
  - (1) 一義的には逮捕・捜査権のないマオイスト軍（兵士）に被疑者を拘束・軟禁する権限はない
  - (2) 一方、警察署長が身分を証明する手段を持たず、また制服を着ずに被疑者の逮捕に赴いたのは重大な過失である

という2点に鑑み、“双方痛み分け”という形で調停案を上伸、事態を収束させた。

私はこの経験を通じ、軍事監視要員として勤務するうえでの調査の進め方や、バランス感覚などを経験豊かなチームリーダーから教わったような気がする。

### III 所 感

ネパールでは反政府闘争時、治安機関（ネパール軍、警察）自身が、特に地方・山間部において人々を脅かす存在だった。時の政府の「番犬」であった警察が、紛争終了後の平和プロセスにおいて正当性を保持して治安維持を行えるか。コミュニティから信頼を得ていない警察が **Community-Based Policing** を主体となって推進できるかは大きな疑問だ。実効性ある **SSR** を実施するためには、警察と **Community** の関係をまず改善する必要があるだろう。治安維持は住民の協力がないと為し得ないのは、アフガニスタンの現状を見ても明らかだ。ネパールにおいては和平プロセスを進展させるためにも治安維持部門を根本的に再編させる必要性が顕在化してきている。ネパールでの経験を通じて、紛争の一方の当事者である政府側を中心とした治安部門のみが強化されることは、真の意味での「**SSR**」につながることはなく、国際社会の介入による治安部門の民主的ガバナンス能力の向上（制度支援）がまず先に必要なのだと痛感した。